

揮発油分析委託約款

2023年10月

お 願 い

この約款には、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づき、貴社と揮発油分析委託契約を結ぶにあたり大切な事柄が記載されておりますので、必ずご一読下さい。

この約款をご承認いただき、委託契約のお申込みをされた場合には、委託契約申込書の写しとともに大切に保管して下さい。

なお、ご不明な点がございましたら、遠慮なく本会までお問い合わせ下さい。

一般社団法人 全国石油協会（登録番号：T4010005003159）

揮発油分析委託約款

(目 的)

第1条 この揮発油分析委託約款（以下「約款」という。）は、揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「法」という。）第16条の2第1項の規程に基づき、一般社団法人全国石油協会（以下「本会」という。）が、法第3条の登録を受けた揮発油販売業者の委託を受けて行う揮発油の分析に関する事項について規定するものとします。

(用 語)

第2条 この約款において、用語の定義はそれぞれ次の通りとします。

- (1) 「委託者」とは、法第3条の登録を受けた揮発油販売業者であって、この約款を承認し、本会に法第16条の2（揮発油の分析の委託）に規定する分析を委託した者をいいます。
- (2) 「委託給油所」とは、委託者が本会に法第16条の2に規定する分析を委託した給油所をいいます。
- (3) 「分析試料」とは、委託給油所が分析を委託する揮発油をいいます。
- (4) 「事業所」とは、法第17条の13の規定に基づき、経済産業大臣より登録を受けた本会の試験

センターをいいます。

- (5) 「品質維持計画」とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第14条の2に基づく経済産業大臣または経済産業局長の認定を受けた生産揮発油品質維持計画または確認揮発油品質維持計画をいいます。
- (6) 「分析委託契約」とは、軽減分析、軽減申請分析および1年分析に係る委託契約をいいます。
- (7) 「軽減分析」とは、規則第14条の3および規則第14条の7第4項の規定に基づき、委託者が品質維持計画期間中に1回の分析を行う委託契約をいいます。
- (8) 「軽減申請分析」とは、規則第14条の2第1項または第3項の規定を証するために、委託者が品質維持計画の開始日までの期間に10日ごとに6回を限度として分析を行う委託契約をいいます。
- (9) 「1年分析」とは、規則第14条第1項の規定に基づき10日ごとに1年間36回の分析を行う委託契約をいいます。
- (10) 「分析設備」とは、規則第15条第1項各号および第2項に規定する分析設備の技術上の基準に適合する分析設備をいいます。

(分析の内容)

第3条 本会が受託する揮発油の分析は、規則第10条第1項各号に規定する揮発油規格の分析とします。

(分析試料の採取)

第4条 本会は、委託給油所ごとに分析試料の収集日を指定するものとします。

2. 委託者は、分析試料の収集日に、分析試料を計量器の給油ノズルから所定の金属缶に採取し、事業所に提出するものとします。
3. 委託者が提出する分析試料の容量は、委託給油所ごとに0.5リットルとし、かつ、無償とします。

(分析の方法)

第5条 揮発油の分析は、各委託給油所について規則第14条第1項第1号または第14条の3第1項ならびに第14条の7第4項の規定に定める日ごとに行います。

2. 分析試料は、収集した後速やかに分析するものとし、分析を行うまでの間はその成分の変化が生じないように措置します。
3. 分析試料の分析は、事業所が分析設備の使用方法に従って行います。

(揮発油分析結果通知書の発行)

第6条 本会は、委託契約に係る分析終了後、速やかに分析結果を「揮発油分析結果通知書」により当該委託給油所に通知するものとします。

(分析結果の説明)

第7条 委託者は、分析結果について疑義がある場合、本会に対し分析試料の分析結果について説明を求めることができるものとします。

(揮発油分析結果証明書の発行)

第8条 本会は、委託給油所に係る規則第14条の2第1項および第3項の規定に基づく品質維持計画認定申請のため、軽減申請分析に係る第3回目の分析終了後、「揮発油分析結果証明書（計画認定申請用）」を発行するものとします。

2. 本会は、委託給油所に係る規則第14条の7の規定に基づく品質維持計画終了日変更認定申請のため、「揮発油分析結果証明書（計画終了日変更認定申請用）」を発行するものとします。

(揮発油分析結果証明書の提出)

第9条 規則第14条の2第3項の適用を受ける委託者は、同第7項の規定に基づき経済産業大臣または経済産業局長に提出する「揮発油分析結果証明書（計画認定申請用）」を、本会に対し代行して提出することを求めることができるものとします。

2. 本会は、委託者の求めにより前項の提出を行ったときは、委託者に対し速やかにその旨を報告するものとします。

(委託契約の申し込み)

第10条 本会に対する分析委託契約の申し込みは、法第3条の登録を受けた揮発油販売業者が委託給油所ごとに「委託契約申込書」(様式1)により行うものとしします。

(委託区分、委託料および支払方法)

第11条 委託区分および委託料は次のとおりとしします。

- (1) 「軽減申請分析」 52,800円 (消費税率10%, うち消費税 4,800円)
- (2) 「軽減分析」 11,220円 (消費税率10%, うち消費税 1,020円)
- (3) 「1年分析」 225,720円 (消費税率10%, うち消費税20,520円)

- 2. 委託者は、第4項に該当する場合を除き、分析委託契約申し込み時に委託料を本会が指定した口座へ送金するものとしします。
- 3. 委託者は、第15条の規定に基づき契約の更新をする際は、第4項に該当する場合を除き、当該契約期間満了の日までに更新する契約に係る委託料を本会が指定した口座へ送金するものとしします。
- 4. 「1年分析」の委託料は毎月18,810円(消費税率10%, うち消費税1,710円)の月払いによって支払うことができます。この場合は、口座振替方式によるものとし、口座振替スケジュールについては本会の定めるところによりします。
- 5. 委託者は、第13条第1項の規定に基づき委託区分を変更するときは、第4項に該当する場合を除

き、速やかに変更する契約に係る委託料を本会が指定した口座へ送金するものとします。

(委託分析の開始)

第12条 本会は、委託者から前条に規定する分析委託料が納付された後に委託分析を開始するものとします。ただし、第11条第4項に該当する等正当な理由があり、本会が認める場合にはこの限りではありません。

(契約の変更)

第13条 委託者は、次の各号の一に該当するときは「委託契約変更届出書」(様式2)により契約を変更するものとします。

- (1) 品質維持計画が失効したとき
 - (2) 品質維持計画が認定されたとき
 - (3) 品質維持計画が認定されなかったとき
 - (4) その他の理由により委託区分を変更するとき
2. 規則第14条の4の規定により、事業の全部譲渡、相続、合併によって委託給油所の地位を承継した者は「委託契約変更届出書」(様式2)を提出するものとします。
 3. 委託者は、本会との委託契約内容に変更が生じたときは、速やかにその変更事項を記載した「委託

契約変更届出書」(様式2)を提出するものとします。

(認定情報の確認)

第14条 委託者は、本会に対し、経済産業大臣または経済産業局長の行う委託給油所に係る品質維持計画の認定状況について確認することを求めることができるものとします。

(契約の更新)

第15条 「軽減分析」「1年分析」については、契約期間満了の1ヶ月前までに本会または委託者のいずれか一方より、変更の申し出がない場合には、引き続き前契約と同一の契約を継続するものとします。

(解 約)

第16条 本会は、委託者が次の各号の一に該当したとき、契約を解約することができるものとします。

- (1) 委託給油所の運営を廃止したとき
- (2) 個人事業者が法人化したとき(事業の全部譲渡以外の場合)
- (3) 法人の個人事業者への変更
- (4) 株式会社または有限会社と合名会社または合資会社との間の組織変更があったとき

- (5) 委託者が委託料の納入を怠ったとき
- (6) 委託給油所が分析試料を提出しないとき
- (7) 本会との信頼関係を阻害する行為のあったとき
- (8) 委託者から解約の申し出があったとき

2. 委託者は、前項第1号から第4号および第8号に該当したときは、本会に対し、速やかにその旨を記載した「委託契約解約届出書」(様式3)を提出するものとします。

(委託料の返戻)

第17条 本会は、委託契約変更届出書(様式2)または委託契約解約届出書(様式3)を提出した委託給油所が次の各号の一に該当したとき、納付された委託料を委託者に返戻するものとします。

- (1) 「軽減分析」「軽減申請分析」においては、分析未実施(分析試料収集前の状態をいう。以下同じ。)の場合、全額を返戻するものとします。
- (2) 「1年分析」で委託料一括納付済みの場合は、分析未実施回数に6,270円(消費税率10%,うち消費税570円)を乗じた金額を返戻するものとします。
- (3) 「1年分析」で委託料月払い口座振替方式の場合、契約変更日もしくは解約日の属する月の翌月以降に委託料振替がなされた場合は、その額を返戻するものとします。

2. 本会は、返戻委託料が発生した委託者について納付すべき委託料等があるとき、返戻委託料と相殺

することができるものとします。

(顧客情報の取得)

第18条 本会は、分析委託契約を履行する上で必要な範囲かつ適法で公正な手段により、この約款の所定の様式に掲げる事項の情報（以下「顧客情報」という。）を取得するものとします。

(顧客情報の管理)

第19条 本会は、取得した顧客情報に安全管理措置を講じ適切に管理するものとします。

(顧客情報の利用)

第20条 本会は、取得した顧客情報を次の各号に掲げる利用目的の達成に必要な範囲で利用することができるものとします。

- (1) 委託者との分析委託契約の適切な履行のため
- (2) 委託者が分析委託契約手続きおよび法に基づく申請手続きを依頼した者に対する当該申請手続きに必要な情報提供のため
- (3) 委託者が本会の他事業を利用している場合、当該事業に係る適切な管理のため

(顧客情報の提供)

第21条 本会は、取得した顧客情報を委託者の同意を得ずに第三者へ提供できないものとします。ただし、次の各号の一に該当するときを除きます。

- (1) 分析委託契約手続きおよび法に基づく申請手続きについて、委託者が当該申請手続きを他の者に依頼したとき
- (2) 第8条に規定する「揮発油分析結果証明書」の発行に係り、委託者が指定した流通証明発行先に対し、品質維持計画認定申請手続きの状況を確認するとき
- (3) 法令に基づくとき
- (4) その他、「個人情報の保護に関する法律」により提供が認められているとき

(顧客情報の利用および提供の中止)

第22条 委託者は、本会に対し第20条第2号および第3号について、利用の中止を求めることができるものとします。

2. 委託者は、本会に対し第21条第1号および第2号について、提供の中止を求めることができるものとします。

(守秘義務)

第23条 本会は、分析結果を第三者に漏らしてはならないものとします。ただし、法第20条第1項の規定に基づく経済産業大臣に対する報告を行うときを除きます。

(債権等譲渡の禁止)

第24条 委託者および本会は、この分析委託契約から生じる債権債務を第三者に譲渡できないものとします。

(協 議)

第25条 この約款に定めのない事項について疑義が生じたときは、委託者と本会が協議の上解決するものとします。

(附 則)

この約款は、2023年10月1日より発効します。

(様式1)



委託契約申込書

一般社団法人 全国石油協会 御中

令和 年 月 日

揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項の規定に基づき、貴会の揮発油分析委託約款を承認し、下記の給油所で取り扱う揮発油の分析を委託します。

1 委託者 (※は本会記入欄)

住所	〒□□□□ - □□□□	
氏名又は法人名	フリガナ	フリガナ
電話番号	□□□□ - □□□□ - □□□□	※市町村コード □□□□
フリガナ		代表者名
フリガナ		印

2 委託給油所 (※は本会記入欄)

住所	〒□□□□ - □□□□	
給油所名		流通証明発行先
電話番号	□□□□ - □□□□ - □□□□	※市町村コード □□□□
品質確保法登録番号	※ サンプル番号 □□□□ - □□□□	※ 整理番号 □□□□

3 委託契約区分・支払方法・分析委託料 (消費税込み)

□ 軽減申請分析及び軽減分析	品質維持計画申請方法	□1. 申請前1ヶ月間の分析結果証明書を添付する		64,020円
	分析開始予定日	令和 年 月 日	□2. 申請後1ヶ月間の分析結果証明書を認定後提出する	(52,800円 + 11,220円)
	品質維持計画予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		(振込)
□ 1年分析	分析開始予定日	令和 年 月 日		225,720円 (振込)
				18,810円 × 12 (毎月口座振替)

4 振替用口座名 (1年分析で口座振替による支払を選択される場合ご記入下さい。)

金融機関	店舗名	普通	
コード	コード	当座	
名義人 (フリガナ)			

5 委託料支払

「1 委託者」と異なる先 (支店等) を委託料の請求先とされる場合ご記入下さい	
□ 初回のみ下記に請求 □ 次回以降も下記に請求	
住所	〒□□□□ - □□□□
請求先	電話番号
	担当部署
	担当者名

本会使用欄	札幌	仙台	台高崎	千葉	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	分析事業部
受付印										

注) 委託する給油所ごとにご提出下さい。

(様式3)



委託契約解約届出書

令和 年 月 日

一般社団法人 全国石油協会 御中

揮発油分析委託約款第16条第2項の規定により、次のとおり委託契約の解約を届け出ます。

1 委託者 (※は本会記入欄)

住所	〒	
氏名又は法人名	フリガナ	フリガナ
電話番号	代表者名	市町村コード
		〒

2 委託給油所 (※は本会記入欄)

住所	〒	
給油所名	委託契約 解約(予定)日	令和 年 月 日
電話番号	※ 分析日	※ 市町村コード
品質確保法 登録番号	※ サンプル番号	※ 整理番号
解約理由	<input type="checkbox"/> 給油所の閉鎖 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 運営者交替 <input type="checkbox"/> 法人成 <input type="checkbox"/> 委託者からの申し出 <input type="checkbox"/> その他 () <small>(約款第16条第1項第8号)</small>	

3 返戻委託料送金先 (約款第17条の規定により返戻委託料が発生した場合の送金先) (※は本会記入欄)

金融機関	店舗名	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座			
名義人 (フリガナ)		※ 返戻額			
本会使用欄 札 幌 仙 台 高 崎 千 葉 名 古 屋 大 阪 広 島 高 松 福 岡 分 析 事 業 部					
					受 付 印

注) 委託する給油所ごとにご提出下さい。
お願い：契約解約の前月までに届出下さい。

一般社団法人全国石油協会 本部・事業所一覧

(本部) 分析事業部	〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 TEL 0120-03-1562 又は 03-5251-0581(代) FAX 03-3597-1715
---------------	---

事業所名	所在地・電話番号	分析担当地域
札幌試験センター	〒007-0839 北海道札幌市東区北39条東21-2-35 TEL 0120-011-628 又は 011-787-1741 FAX 011-787-1740	北海道
仙台試験センター	〒982-0003 宮城県仙台市太白区郡山4-8-50 TEL 0120-022-184 又は 022-308-6121 FAX 022-308-6110	青森、岩手、宮城、福島、秋田、山形
高崎試験センター	〒370-0007 群馬県高崎市問屋町西2-8-5 TEL 0120-027-315 又は 027-364-8671 FAX 027-364-8670	新潟、長野、群馬、栃木、茨城、埼玉、山梨
千葉試験センター	〒262-0032 千葉県千葉市花見川区幕張町5-393-3 TEL 0120-043-126 又は 043-274-3911 FAX 043-274-3910	千葉、東京、神奈川、静岡
名古屋試験センター	〒463-0068 愛知県名古屋市守山区瀬古1-535 TEL 0120-052-164 又は 052-795-5161 FAX 052-795-5160	愛知、三重、岐阜、富山、石川
大阪試験センター	〒570-0041 大阪府守口市東郷通2-8-28 TEL 0120-06-0317 又は 06-6994-9571 FAX 06-6994-9576	福井、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫
広島試験センター	〒731-0113 広島県広島市安佐南区西原9-6-16 TEL 0120-082-125 又は 082-875-8631 FAX 082-875-8630	岡山、広島、鳥取、島根、山口
高松試験センター	〒760-0080 香川県高松市木太町2700-1 TEL 0120-087-821 又は 087-833-6961 FAX 087-833-6960	徳島、高知、愛媛、香川
福岡試験センター	〒812-0053 福岡県福岡市東区箱崎4-14-11 TEL 0120-092-136 又は 092-632-4411 FAX 092-632-4400	福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄